

第二十六回

出席者は左の通り。

廣瀨 久忠君

木内 四郎君
西川甚五郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

本日の會議に付した案件

○資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○関稅定率法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○関稅定率法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○關稅定率法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（廣瀬久忠君）これより委員

まず、資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案について内容の説明を聴取いたします。簡単に要領を一つお願いいたします。

○政府委員（河野通一君） 今議題になつております法案の趣旨を簡単に御説明いたします。

法案の内容はきわめて簡単なものでございまして、郵便貯金特別会計の収支が過去において非常に不均衡でありましたのを緩和いたしましたために、昭和二十七年の四月に資金運用部預託金利率の特例に関する法律というものが施行されました、昭和二十七年以降当

分の間の措置といたしまして、郵便貯金特別会計から資金運用部に預託された資金で、約定期間が五年以上のものに對しましては、資金運用部資金法に規定をいたしております年五分五厘の利子のほかに、年一分以下の範圍で毎

年度通減、だんだん減らしていくような特別利子を付することとして、その

特別利子の利率は政令で定めるということに、昭和二十七年にこの法案ができたわけであります。この特別利子の

ては一分、二十八年度におきましては八厘、二十九年度におきましては八厘、三十年度においては七厘、三十一年

度においては六厘と毎年度一厘ずつだんだん減らして通減いたして参つたのであります。この間に昭和三十年の八

月に資金運用部資金法の改正ということが行われたのであります。新たに約定期間七年以上のものが、先ほど申し上げましたように従来は約定期間五年以上のものについて五分五厘ときまつておつたのでありますが、この新しい

法律の改正によりまして約定期間七年以上のものについて年六分の利子を付するということに法律が改められたわ

けであります。それに伴ひまして特別利子の定め方もまたこれに依じて改めまして、約定期間が七年以上の預託金に對しましては、三十年度以降年二厘以下の範圍で毎年度遞減するような特別の利率により利子を付することにいたしましたのであります。この具本的な例は、

三十年代におきましては二厘、三十一年度においては一厘ということに定めて参つたのであります。従いまして三十一年度におきましては約定期間五年以上七年未満のものに對しましては、資

金運用部資金法に定める年五分五厘の
利子のほかに六厘の特別利率によつて

利子を付して参る。約定期間の七年以上のものに對しましては資金運用部資金法に定める年六分の利子のほかに、

一厘の特別利子によって利子を付して参つたのでありまして、両者を合せますと五年以上のものもあるいは七年以上のもの両者ともに六分一厘程度の利子を支払うということになつて参つて

約定期間が七年以上のものも約定期間
おります。非常に事柄は簡単なのであ
りますが、ややこしいやり方になって
おります。三十一年度までは要するに

が七年未満のものも特別利率を法律で定めております、普通の利率のものと合せて六分一厘の利子を払つておる、こういうことになっているのであります。

つきましては、毎年度一厘ずつ遞減さ
して参るといふ方針をとつて参つたの
であります。内定期間五年以上上

年未満のものにつきましては、資金運用部資金法に規定いたします年五分五厘の利率のほか、年五厘以下の範囲で毎年度逡減いたすような特別の利率に有利を付することとしたのでありますが、約定期間七年以上のものにつきましては、三十一年度におきま

として特別利子一厘をつけております。これを通減いたして参ると、三十二年度においてはこれがゼロになるわけであり、従いまして約定期間七年以上のものにつきましては、これに對する

る特別の利子は付さないことにいたしましたわけであります。

これがこの法案を御提出申し上げました理由であります、きわめて今申し上げましたところは非常に複雑でお

は、すでに特別利子を付する——一厘はきわめて簡単なことでありまして、特別利子を毎年一厘ずつ遞減して参り、七年以上の約定期間のありますものは、すでに特別利子を付する——一厘

すつ下げて参りました結果、三十二年度においてはその特別利率がゼロになります。従つて七年以上の預託期間のものにつきましては特別利率を付さな

いい、それに関連いたしまして、五年以上七年未満のものの預託金につきましては従来一分からだんだん一厘ずつ毎年下げて参りました結果、すでに五厘まで下げることに相なるわけであります。

たものを五厘以下の範囲内において遞減する、毎年遞減していくような特別

○大矢正君　これは不勉強かも知れませんが、ちよつと参考のためにお尋ねしたいのですが、資金運用部に預けられてゐる郵便物の現金の預金と、利子を死するといふことがよく専断を簡單な法律の改正であります。質疑を願います。

○政府委員（河野通一君）　最近の残高と、平均の残高と両方とつて御説明でございまして、どちらがよろしいかと。平均の残高は、先般申し上げた通り、約三兆七千億でございます。これは、平均の残高でございます。一方、最近の残高は、先般申し上げた通り、約二兆九千億でございます。これは、最近の残高でございます。以上でございます。

しゅうございまいしよりか、最近の残高でよろしゅうございまいし。

○大矢正君 けつこうです。

○政府委員(河野通一君) 郵便貯金の資金運用部への預託金は六千四百億圓というふうになっております。

○大矢正君 これは資金運用部資金法で定められている約定期間三ヶ月未満から七年以上までのまあいづろの区分があります。これは郵便貯金の場合に、いろいろと何と申しますか、経費だか、あるいは事務費だかわかりませんが、そういう面で特別の利率を付加しなければならぬということ。今日までやられておるのであります。が、いつになつたらこの特例がなくなると想定になるわけですか。

○政府委員(河野通一君) 従来ずっとやつて参りましたように、毎年一厘ずつ減額をいたして参ります。といたしますと、三十二年度が五厘でありますから、一厘ずつ下げて参りますと五年でゼロになる、こういう計算になります。

○杉山昌作君 どうもこれは読むとややつこしいのですが、結局結果はどうなんですか、三十二年度には五年以上のものは六分、七年以上のものも六分、三十三年度になりますと、五年以上のものが五分九厘になり、それから七年以上のものは依然として六分、こういうことになるのですか。

○政府委員(河野通一君) さうでございます。

○委員(廣瀬久忠君) 別に御発言もないようであります。質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようであります。討論は結局したものと認めて御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(廣瀬久忠君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。資金運用部預託金利率の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案に賛成のお方は御挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員(廣瀬久忠君) 全会一致でございます。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じます。多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

木内 四郎 西川善五郎
平林 剛 天坊 裕彦
青木 一男 木暮武太夫
高橋進太郎 苦米地英俊
下條 康麿 大矢 正
椿 繁夫 杉山 昌作

○委員(廣瀬久忠君) 次に、中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案について、内容を簡単に説明を願います。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいま議題となっております中小企業信用

保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、内容を簡単に御説明申し上げます。

今回政府は、中小企業者に対する金融の円滑化をはかりましたために、全国にありまする信用保証協会に對しまして、その保証能力を増大するために必要な資金、並びに信用保証協会の行なっております保証債務の履行を円滑にいたしめるために必要な資金を貸し付けることといたしまして、別途信用保証協会法の一部を改正する法律案を提出して御審議を願つております。

この特別会計法は、今申しました信用保証協会法の一部を改正する法律案に伴ひまして、所要の改正を行うとしますものでございます。改正の要点は三點でございます。

その第一点は、従来この会計は保険事業だけを行なつておつたのであります。が、今回信用保証協会に對する資金の貸付事業も行うこととなり、また、その会計を保険勘定と融資勘定とに区分いたしました。保険勘定におきましては、従来行なつておりました中小企業信用保険事業に關する経理を行います。融資勘定におきましては、信用保証協会に對する資金の貸付事業によります経理をそれぞれ行えるようにいたしましたのであります。

第二点は、信用保証協会に對する貸付金の原資は、一般会計から、予算の定めるところによりまして、融資勘定に繰り入れることとしたこととでございます。三十二年予算に當りましては、一般会計から原資をいたしまして、およそ十億圓を繰り入れることといたしまして、所要の予算措置を講じてございまして。

第三点は、融資勘定の歳入は、貸付金の回収金及び利子、一般会計からの繰入金並びに付属雑収入をいたしまして、歳出は、貸付金事務取扱費その他諸費としたこととでございます。

以上が改正の主要点でございます。それ以外の所要の規定の整備を行なつたものでございます。

簡単にありますが以上をもちまして内容の御説明を終ります。

○委員(廣瀬久忠君) 質疑を行います。

○大矢正君 内容についてというよりは、今までの経過と申しますか、特に信用保証協会の内容について質問をいたしたいと思つております。信用保証協会に對する貸付業務を行う場合に、保険料を徴収することになるわけですが、そうすると、この保険料というものは、実際に全国的にはどのようなる状況のもとに取られておるものであるか、この点をちよつとお尋ねをいたしたい。

○政府委員(宮川新一郎君) 通産省から担当官が見えておりますので、それから答弁を願いたいと思つております。

○説明員(本多俊夫君) 御答弁申し上げます。ただいま御質問の中で保険料という点がございましたが、これはおそらく保証料のことだろうと思つております。保証料のこと、この点について御説明申し上げます。

現在信用保証協会は、御承知のように入中小企業者が金融機関から金を借り入れる場合にそれを保証することを仕事として行つておられます。その場合には保証料を取るものでございまして、保証料は各協会ごとにまちまちでございまして、一応最高限度をいたし

ましては年三分以内ということにきめておりました。大体現在の平均の保証料率は二分三厘ということになっております。

○大矢正君 この法律によつて政府が十億圓の原資を保証協会に与えるということなのであります。この十億圓の金額では、實際的に各地方で中小企業が必要とする資金を確保することは非常に困難ではないかというように感ずるのであります。具体的に申せば十億圓でなくて、もっと政府の保証する原資というものを増額する必要があるのではないかというように感ずるのであります。十億圓というものが出てきた根拠であります。十億圓あれば実際に貸付業務を行う場合にはその何倍かになつて拡大をされて貸付が行なわれる結果になると思つております。そういうような面から、大体中小企業が必要とする資金のワケを保証できるとする根拠があつて、十億圓という数字が出てきたのか、そうではなくて、全体的な予算の面で十億圓という数字が出てきたのか、この点ちよつとお尋ねいたしたいと思つております。

○政府委員(宮川新一郎君) 御質問の点でございますが、十億にしなければならぬという算術的な根拠に基いて計上いたしましたものではございません。御承知のように保証協会は地方自治団体の出捐――出資を中心といたしまして運営されておる機関でございます。現在三十三年度末における信用保証協会の状況を見てみますと、保証基金としての保証能力は五十九億程度になつておりました。これでは全国一圓の信用保証協会の信用能力に欠けるわけでございまして、御指摘の通りに原資が多く

なりまして保証能力が増大すれば、大
きければ大きいことにはないの
であります。財政全体の需要等を勘
案いたしまして、この際政府としては十
億圓をこの資金に繰り入れたしまし
て、この繰り入れしました資金を全国
の信用保証協会に貸し付けることによ
りまして、これを動かすことによりま
して、短期の資金繰りを緩和し、また
銀行に預金いたします信用保証協会
の保証能力を増大することに資する、
こういう見地からいたしたものでござ
います。今後の政府の貸付による金
並びに地方からの出資の増加等により
まして、先ほど申しました六十億の保
証能力に對しまして、三十二年度にお
きましては七十四億程度の保証能力に
なる見込みでございます。現在中小
企業者の金融が非常に困つておる点に
つきまして、このように保証能力が増
大することは相當な改善になるだらう
と思つております。

○大矢正君 十億圓では額的に不足で
あり、保証協会が営む貸付事業の原
資というものは、もつとやはり私は大
幅に確保してやるべきではないかと思
ふのでありますが、この点は別といた
しまして、かりにこの十億圓の原資の
ワケを各地方の保証協会に与える場合
には、具体的にどういう形で与えるの
か、その点参考のためにちよつとお尋
ねしておきたいと思つております。

○政府委員(宮川新一郎君) お祝の点
は、どういふふうに貸付され、配分の
基準はどうであるかということであら
うと思つております。これは通産省の方から
御答弁願ひの適當かと思つてますが、
やり方といたしましては、先ほど原資
といたしまして政府からの繰入金は大

きければ大きいほど中小企業者にとつ
ては金融の円滑化に資するのであると
申し上げましたが、先ほど申し上げ
ましたように、この協会は従来地方公
共団体の出捐を中心としていたしまし
て、なされてきたものでございまして、い
たずらに政府が多額の金をこれに出資
いたしますことは、従来伝統的に地方
公共団体がこの方面に當つておりまし
た熱意を冷却するといふようなことにな
るおそれもございますので、資
付金のそういう点もあわせ考えまし
て、配分に當りましては地方公共団体
の出捐の熱意を冷却することがないよ
うに、また特定団体に多額の資金が集
中することのないように、各信用保証
協会の資金状況、地方公共団体のその
当該信用保証協会に対する出捐の状況
等を種々勘案いたしまして、適正なる
配分をいたしたい、かように考えてお
ります。もし通産省におきましては
さらに具体的な方針があらまするなら
ば敷衍して御説明いたします。

○説明員(本多俊夫君) 現在のところ
まだ具体的な配分基準というものは実
は持ち合せておりませんが、ただいま
大蔵省の方からお話がありましたよう
に、いろいろ各種の要素がございま
すので、各協会等からの申請等も勘案い
たしまして、必ずしも過去の実績とか
今後の保証の見込みなどにとらわれる
ことなく、たま一方に偏するといふよ
うな方法で遺憾のないように配分い
たしたいといふふうを考えておりま
す。

○大矢正君 今年には十億圓の原資を保
証協会に確保してやるといふことであ
りますが、明年度以降は實際にどう

いうことになるのか、その点の考え方
をお尋ねします。

○政府委員(宮川新一郎君) 明年度予
算につきましては、ただいまから的確
な御答弁はいたしかねます。しかしな
がら今同十億の資金の繰り入れをいた
しましたのは、中小企業金融の円滑化
に資するといふ大政策からいたしたた
ものでございまして、一年こつきりやめ
ていいものとは決して考えておりませ
ん。本年度の成績をよく勘案いたしま
して、また来年度の財政全体を勘案い
たしまして、予算措置としては適當に
講じて参りたい。かように考える次第
でございます。

○大矢正君 先ほどちよつとお尋ねを
いたしましたのですが、保証料の問題
ですが、三分以内という規制がある。
ところが全国で五十以上の保証協会が
あるが、實際的には保証料というもの
に差がある。こういうふうに保証料に
差があるといふことは決して好まし
いことではないのでないかという感じ
がするのですが、その点についての見
解を承わつておきたいと思つてます。

○説明員(本多俊夫君) 御指摘の通り
保証料は中小企業にとりまして相當実
質的な金負担になるという面で、問
題が大きいのでございまして、でき得
ばくばは極力これを軽減するといふこと
が最も望ましいわけでありまして、各
協会のいろいろな経営の状況なりその
他によりまして、必ずしもこれが中小
企業者の希望するような程度まで引き
下げられておる段階にないのは、はな
はだ遺憾でございますが、今回の融資
等もございまして、将来逐次経営の改
善に努めると同時に、努める際には、
ぜひともそういう引き下げるといふよ

うな方向に私もいたしまして目指
導していきたい、こういうふうに考え
る次第でございます。

○本内四郎君 ちよつとお聞きしてお
きたいのですが、特別会計のもとにな
る法律ですね、その関係において、今
度十億圓保証協会の方に貸すことにな
るらしいのですが、これは返済はどう
いうことになるのですか。返さないで
いい金ですか。

○政府委員(宮川新一郎君) あくまで
も貸付でございますので、返済は所
定の期限通り返済していただく、か
ような考え方にとつております。

○本内四郎君 そこで一つ伺いたい
のですが、従来金融機関などの場合に
は一定額の出資があつた場合、あるいは
払い込みがあつた場合に、その信用を
基礎にして、その何倍まで債券を発行
していいとか、あるいは何倍まで保証
していいとかいうことにきめるのが従
来の常であつたように思ふのですが、
ところがこの場合に、これが借金であ
る。借入金であつて、借入金という
か、すなわち負債ですね、負債という
は信用の基礎にするにはふさわしいも
のではないと思ふのですが、その何
倍までかを保証し得るということにさ
れるといふのじやないかと思つてま
す。何倍まで保証されるのですか。

○説明員(本多俊夫君) 現在保証協会
におきましては、保証基金というもの
がございまして、これには各都道府県
なりあるいは市町村、金融機関、そ
ういふ方面からの出捐その他寄託金、種々
いろいろございまして、借入金その他
いろいろございまして、そういうものが
基金として認められております。それ

現在十五倍までが保証可能の限度であ
るといふふうに定めておられます。

○本内四郎君 そこで伺いたいのです
が、ね従来のは、今お話があつたよう
に、株の払い込みとか、現実の出資と
かいふものがあつて、その資金元とい
うか、信用といふか、それを基礎にし
て、その何倍まではそういう機関なら
債券を発行していいとか、保証してい
いとか、これはしごくもつともなこと
だと思つてます。今返さなければなら
ない金、すなわち、借金を基礎にして
その何倍まで保証していいといふのは、
従来のわれわれの考えておつたところ
とは少し違ふように思ふのですが、そ
ういふことに対する通産省の御説明を
一つ伺つておきたいと思つてます。

○説明員(本多俊夫君) 現在、ただ
いま申し上げましたように、保証協会の
基金として認められておるものの中
には、都道府県よりの借入金というもの
がございまして、これにつきまして
は、二年以上の借入金というものが基
金の中に繰り込まれることになりま
す。そういう意味で、ある程度の、借入金
でありますけれども、ある程度長期の
ものが基金の中に繰り込まれておりま
して、及び、それ以外に出捐金、補助
金、損失補償金等があり、そういうも
のを含めまして十五倍と、こういうよ
うになつておるのでございまして。

○本内四郎君 私は本質の問題につ
いてはいろいろ疑問もあるのですが、今
政府委員から、従来そういう出資を
資金元として、その何倍まで、十五倍
まで保証していいといふことになつて
おりますといふことですから、私はこ
れ以上は質問をいたしません。ちよつ
と私ども従来考えておるところと違

ものですから、その説明だけを求めたのです。従来そういう慣例になつておれば、これはやはりこれも差しつかえないのじやないかと思うのです。

○木暮武太夫君 何ですか、この貸付は三分五厘以内ということのようなんですが、そうなんですか。

○政府委員(宮川新一郎君) さようで
あります。

○木暮武太夫 ところで、今御説明を聞くと、これは原資に充てるように貸す、今の保険課長のお話でも、原資に充てるように、こういわけなんだが、地方自治体が出している原資というものは釐金ですね、金利のないただの金で、それの十五倍とか何とかというのを年末や何かに保証しているわけですが、今の保険課長の話によると、

信用保証料というものは大体三分以内で、平均してみても二分五厘とか二分三厘ということになる。そのほかに調査料を千分の二以内とついているものや用紙料をとつているものもあるが、だんだん減るのだ、だんだんなくなりまして、大体信用保証料というものが年三分以内というようになつているときに、原資として貸し与えるところのものの利息が三分五厘では高いのじゃないですか、実際問題として、今の地方自治体が醸金している原資となるものはみんな無利息である。それから、こまかい話ですが、県などが県金庫に預託するかわりに信用保証協会に金を預けて、そうしてこれをほかの銀行に定期預金にさせて、利ざやを稼がして、つまり一種の補助金のような形で、県によつては信用保証協会の運営費を援助しているところが少からずあるのですね、こういう公共団体だから

ら……。その場合などは大体県から貸すのは三分以内とか二分五厘とかいうものであるのが普通なんですね、私が全国を調べてみると、三分五厘というのは、信用保証協会の公共性の上からみて、これは非常に、せつかく十億円出していただくことだが、金利が高いということとは、今の信用保証料が二分三厘になつて、これは実はおそらく大蔵省でも中小企業庁でも信用保証料なんというものはただにして中小企業を助けてやるべきところまでいくのはほんととうだと思ふのです。そのもとになる原資に高い利息をつけておくというのは、少し矛盾しているのじゃないかと、こう思ふのですがね。なるべく安くすべきがほんとうじゃないか、こういふふうに思ふのです。

○政府委員(宮川新二郎君) 御指摘の点はごもつともな点がございいます。できるだけ安い金利にすべきことは政策上考えられる点でございいますが、三分五厘にいたしましたのは、政府が一般会計からこういう金を貸し付ける場合、あるいは特別会計で貸し付ける場合、その場合におきますいろいろな各省関係の事例を調べてみましたところが、大体平均いたしましたして五分五厘程度のものでございまして、三分五厘というよりな低利のものはほとんどない現状でございいます。それと、一つは、原資の点に触れられました。が、この保証協会に対する特別会計か、らの貸付金は二つございまして、一つは保証債務の額を増大するために必要に原資、いま一つは、いろいろな保証協会が非常に短期的な金詰りにあつた場合を打聞いたしますために、この会計か

ら短期的に貸し付けるものと二つござ
います。これらをプールいたしまして
運用するわけでございまして、短期の
ものと長期のものとプールいたしまし
た場合に、三分五厘以内であるならば
大体バランスがとれているのじやない
か、その他の政府の貸付金との間のこ
とを考えまして、適当ではないか。ま
た非常にこれを安くいたしますと、極
端な場合、無利子にするというよう
なことになるかと、先ほど御説明い
たしましたように、地方公共団体の熱
意なり信用保証協会の熱意というも
の、健全な方向に動く方に水をかけ
るというふうなおそれもございます。そ
の点もあわせ考えまして、三分五厘以
内といたしましたのでございますが、今
後運営に当りましては、期間の長短に

じまして、極力これ以内に おきまして、短期のものではできるだけ低くするように、政令でもつて定めるように善処をいたしたいと、かように考えております。

○本誌武太夫君 今の御説明だと、原資にする分が一部で、また他の部分は保証協会の金詰りを助けてやる、こゝろいうふうなことなんです。さあそこでも、保証協会の金詰りというのは一体どういふところにあるのですか、保証協会というのは御承知のように——ちよつとお聞きなさい、保証協会というのは、御承知の通り保証をするだけの仕事で、もし保証協会に金詰りがあるものとすれば、それはおそらく代位弁済のことなんです、あなたのおっしゃるのは、それでわかった、それで代位弁済のことなんだが、しかしこの代位弁済は御承知の通りそれを少くするたために今再保険の制度があるわけだか

ら、普通の今の保証協会に金詰まりがあるというようなことになる、いかにも保証協会が金を貸すような印象を受けますから、これは言葉を少し気をつけていただく方がいいと思います。が、その場合に代位弁済の資金としてお貸しになるとしても、保証協会の運営の方からみると、先ほど中小企業庁の方が言ったように、だんだんと保証料というものは下げて、中小企業者の今は一番の問題になっておるのは、銀行の金利の上に信用保証料が加わって、それから用紙代が一件二十円とかあるいは調査料が千分の二ということがあることは、信用保証協会はいけないという議論になっておる、それをだんだん減らしていっているのですね、今平均してみても幾らですか、今のお話

んだんこれは減ると思うが、そういう運営を一方中小企業庁はやらしておるのに、大蔵省の方が国の金だから五分五厘以下はなかなかないのだから、三分五厘は恩恵だというような考え方で、中小企業のお金を円滑にする意味の信用保証協会を助ける意味から言うと、少し通産省の方と大蔵省の方と考へが食い違つておるのじゃないですか、通産省の方はそれでいいのでしょうが、そんなに高くて。どうなんでしょう、通産省の方は。

○説明員(本多俊夫君) 私どもの方といたしましては極力低利でやることを望ましいのですが、一応他の貸付の問題との均衡ということもございまいし、そういう点も勘案いたしまして、よく大蔵省当局と打ち合せの上で、三分五厘ではございません、三分五厘以内ということで、なるべく

低い線でいきたい、こう考えておりま
す。

○木暮武太夫君　これは水かけ論にな
りますし、意見になりますから、質問
でないから言いませんけれども、これ
はなるべく、おそらく今の信用保証協
会の金繰りに使うということは少いの
です。どういうことにするかという
と、必要な原資としてこれは使うわけ
ですから、そこで国からお借りしたも
のを、これをほかに定期預金か何かに
回してその差額によつて運営を助け
て、そうして信用保証料を下げていこ
う、こういうのが国のねらいでもある
と私は思うのですが、それですから、
これはあまり高くないようにする
ことにして、この質問はやめておきま
す。

のですが、信用保険の対象の業種をもう少し拡大した方がいいのじゃないかという少しは思う。たとえば地方で信用保証と私は思う。たとえば地方で信用保証協会で信用の保証をして、そうして銀行や何かで年末金融や何かを受けておる者にして、再保険につけようという場合に、保険の方が対象が非常に狭いために、せつかく国の信用保険の再保険がつつけられる道がありながら、信用保証協会とすればどうも再保険につけられないのだからこれはやらぬと、こういうようなことができて、中小企業者は非常に困っております。たとえてみれば苗木を売る種苗業であるとか、あるいは新炭業というようなものは、私は群馬県ですが、新炭業なんかは中小企業者にむしろ多い、ところがこういうものが信用保険がつけられない、おそらくほかの委員の方はそんなにひどいものかと驚くだろうが。それからた

たとえば石屋さんなどが信用保険がつけられない。そういうことは少しあなたの方で気をつけて、これは政令か何かですか、どうぞそれを何とか拡大するようなお考えがあるかどうかをちよつと伺つておきたいと思つて居るがね。

○説明員(本多俊夫君) 現在信用保険において保険につけ得る対象業種は二十四業種でございますが、それ以外にも今お話が出ましたように、いろいろ御要望なり御意見があると思つてあります。ただ多少いろいろ業態といたしましてなかなか的確につかみにくいものもございまして、できるだけ利用の範囲を広めるという御趣旨には全く同感でございますが、その辺の検討もいろいろございまして、現在できるだけ広めようという方向については十分考へておりますが、なお検討中でございますので、今後そういう結論を得ました上で普廻いたしたい、こういうふうに考へております。

○本幕武太夫君 ちよつと保険課長さんに、これは質問ともお願ひとも何だが、実際信用保証協会にあずかつている者が、いつも再保険の国の信用保険をつける場合に問題になるのは、非常に保険金の支払いが遅れることなんですね、これはどこに原因があるのか、これを伺いたいと思つて居るが、まあ保険料の納入は御承知の通り非常に厳格で、期限経過をしたあとでは延滞利息をとるか、なかなかむずかしいことをやつて、それをみんな全国の信用保証協会が実行しているんですが、一たび保険金の支払いということになる請求をいたしましたから大体八カ月から一年かかるんですが、これはどう

いうわけですか、これを伺いたい。人手が足りないんですか。

○説明員(本多俊夫君) ただいまお話がありましたように、従来は非常に保険金の請求に対しては支払の速度がおそかつたことは事実でございますが、はなはだ遺憾にたえないところであります。その原因をいたしますところは、何分にも実際に現地で調査をするということは限られた人員、経費等の面で困難でございますので、勢い書面審査といたしまして重点を置かざるを得ない次第でございますが、その場合に、この保険の制度開始以来まだ日が浅いというようなことがございまして、いろいろのは、現在出ております請求は相当開始以後早い時期に保険につけられたものの請求が出ておると思いますが、それにつきましてはそういういろいろ事務上の当事者のふなれとか、そういうふうな面から御面において相当不備な点もあるというやうなこともございまして、その照会ないしその口頭をいいますか、そういう点に多少時間がかかるというやうなことに、さらには何分にも国の機関においてこの事務を行なつております関係上、人員の点においても必ずしも満足すべき数が出ていないというやうなこともございまして、多少遅延をいたしておるというやうな状況でございます。しかし保証関係の保険につきましてはもう一つ融資保険というのがございますので、これに比しまして、一応保証協会があらかじめ個々に審査をいたしたものを保険につけるといふやうなことで一つのルートをつけております関係上、その厳密な審査ということは

必ずしも必要ではございませんので、その点割合にスピード面においては早いということもございまして、その後逐次いろいろ手続等も簡素化に努めて極力その仕事の促進に努めております。その結果、昨年末におきましては従来相当滞りましておりました点をほとんどなくしまして、現在ではなお多少のきらいはございまして、やうな状況ではなからうか、こういうふうな考へておるわけでございます。いろいろいろいろな面で改善策が講ぜられますれば、なお今後とも御期待に沿えるやうにできるのじやないかと、こういうふうに考へております。

○杉山昌作君 ただいままでのお話しを承わると、この政府の貸付金は、保証能力を増大するために必要な原資となるべき資金にもなるのだと、そうなりますと、これをもちまして信用保証事業が相当拡張されるわけですが、そうするとだんだん事業が大きくなるのでしよから、期限が来たときすればそれを返すのだという、さつきのお話しでしたけれども、返せばそれだけほかの方で資金がふえるというところでなければ事業を縮小せざるを得ない。ほかの方で資金がふえるというのは、結局地方自治団体が出捐するとか、あるいはこれでもうけをだんだん貯めるというところでしょうが、信用保証協会なんというのはそういう貯めを貯めるというやうな計算にもなつていないのじやないかと思ひますが、従つてこれは貸付金とは言ひますが、実はもう回収はできなくなるやうな事態じやなからうか。そうすると、むしろ貸付金なんというところにするものだから回収の問題が起き

たり、また今の貸付利息が三分とるか、何ほとるとかいうやうな問題が起きている。利子が高いというやうな説明も出ておるわけですが、思ひ切つてこれを出資ということにしてしまえば、そういう点は解消されるのじやないかと思ひますけれども、そういうことのお考えはなかつたのでございましてか。

○政府委員(宮川新一郎君) 出資という考え方が全然なかつたわけではございません。一つの考え方ではあるのでございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、信用保証協会は今までのお立ちから見まして、もつぱら地方公共団体の出捐が九割くらいを占めて、地方公共団体の機関としてできているのでございまして、まあ地方公共団体の、せつかく全国的にこの信用保証協회를盛り上げていくという気運が、政府から大きな金を出資いたしますと、地方公共団体の熱意も自然と冷却をして参るだらう。やつぱり地方公共団体の熱意によつてやつぱりことが第一じやなからうか。それに資となりまして、おのずから一般会計から繰り入れる原資も限定されてきまして、特定のところにと固まつてしまふよりも実質的な保証能力を増大し、地方の出捐の増加等と相まち、また保証協会の経営の健全化によりまして、漸次積極的な活動ができるやうに持つていくのが適當ではないか。そのためにはむしろ貸付金としてぐるぐる回轉資金的に運転をして幅広く使つていくことが適當ではないかと、かように考へまして、貸付として行つたにきめ

たわけでございますが、杉山委員御指摘のやうに、一つの考え方として出資

という考え方はございましてけれども、現在のところ政府といたしましては貸付による方が適當ではないかと、かように考へておる次第でございまして。

○栗山良夫君 関連して。今、杉山君から一つの構想を述べられたのですが、私も実はそういう工合に、政府出資に一刻も早く、これがなるやうにあなた方に努力をしていただきたいと思ひます。理由はまあ二、三ありましよう。特に金利の問題が、先ほど本幕委員からお話しがありました、私が痛感しているのは、やはり中小企業が種々な努力をして、そしてやつと手に入れた金が現実において非常に高金利だということですね。それは高金利の金よりは安いにしても、とにかく大企業と比較すれば、開銀の六分五厘の融資を受けていることを思へば倍に近しいところの金を借りて居る。これはなかなかほんとうの意味の中小企業の振興にはならないと思ひますので、金利を少しでもふくらませるやうな案因のあるものは政府みずから切つていくという格好でやはり出資をしていくという考へがなくてはならぬと思ひます。とくにことしの一月です

ね、本幕、樺、両君と九州へ私ども、この大蔵委員として議員派遣で出張をいたしました。そして福岡と熊本の財務局管内のいろいろな中小企業の金融状況を伺つたのですが、このときに私はそういう点を特に痛感いたしました。なぜならば九州地区の金利が、おそろく御承知だと思ひますが非常に高いのです。これはもう統計的に高く出るといふと、九州の工業地帯全体として考へた場合に、九州にある石炭、

鉄鉱等の大企業、その金融措置はほとんど中央に直結してしまふ。ほんとうに九州の地元で金融を受けるのはほんとうの地方金融になるわけです。地方金融が非常に金利が高いということであります。さらにどんどん突つ込んで調査をするという、保証協会の利用率が非常に悪い。これはおそらくお気づきになっていると思いますが、福岡は特別に悪い。これは他府県のおそら

○政府委員（宮川新一郎君） 御意見傾聴いたしました。ただいまのところでは先ほど来述べておりまするように、融資が適当と考えまして、さような法的措置並びに予算措置を講じている次第でございますが、なお御意見のあるところはよく検討いたしましたして、三十三年度以降の予算編成の際には十分これを考慮に入れて検討を加えたいと思ひます。

中小企業信用保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を問題に供します。本案に賛成の方には御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（廣瀬久忠君） 全会一致でございます。よって本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續は慣例により委員長に御一任願いたいと存じます。

ときにも困るし、大体物事を判断する場合にも、私はなかなか判断がしにくいことがあるのじゃないか、これはどうして一つにまとめないのですか。何か特別な理由があるのですか。これは税関部長に聞いてもわからないでしょうか、あなたは答弁をするつもりでそこに座ったのだから、一つ答えていただきたい。

○説明員(山下武利君) 簡単に御説明

そういうふうな性質をもつたものかと考えますが、必ずしも特別措置といったものでもないのでありますして、どうもやはりこういうふうな名前をつけるほか適當な名前がないということから、毎年この方法を踏襲しておるといふことであります。

○平林剛君　まあ性格をみてみますと、大体関税をこれだけおかけしますとか、免じますとかいいうのが多いわけ

ういうことを考えてみまするとい
う、やはり中小企業金融を円滑にする
一番大きな要因の一つは、やはり金利
を政府みずから旗を振って下げるべき
ではないか。これに尽きると思いま
す。もちろん原資をふやすことはもち
ろんのことでありますけれども、そう
いう意味で杉山委員のおっしゃった
ことに私はさらに声をつけ加えて、政府
当局に善処をお願いしたいことなな
です。この点についてはもう一べん一つ
そういう福岡の、九州の事情なんかお

回は中小企業金融といたしましては、国民金融公庫、中小企業金融公庫等につきましまして、他の一般金利との比較を考えまして、特に引き下げの措置を講じなかつたのであります。が、商工中金に對しましては十億の出資をいたしまして、現在一割以上の金利になっておりますのを一割以下に引き下げるようにより措置いたしております。なお、金利低下の点につきましてはできるだけこれも考慮に入れて参りたいと存じますので御了承願います。

多敷意見者の御署名を願います。

多敷意見者の御署名

平林 四郎	西川甚五郎
青木 一男	天坊 裕彦
岡崎 眞一	稻浦 鹿藏
塩見 俊二	木暮武太夫
土田国太郎	高橋進太郎
下條 康麿	苔米地英俊
栗山 良夫	大矢 正
杉山 昌作	椿 繁夫
	前田 久吉

○委員長（廣瀬久忠君）次に、関税定

けの問題でございまして、実は関税定率法の付則として規定できれば非常に都合がいいわけでありますが、現在、関税定率法の暫定適用に關する部分としてできておるから、それを改正する場合にはどうしてもこういふうな名前前になつてしまふということとございまして。

○平林剛君　適當なときに整理できないのですか。

○説明員（山下武利君）　関税定率法の

ですから、税法上からいへば租税特別措置に類するものじゃないかと私は思うのですが、適當な方法がないと、こう言われるが、適当な方法がないと、こう言うのである、今具体的に關稅特別措置法が何かと、いろいろな名前、今ちよつと言つただけのことですけれども、もう少し中身がびつたりとわかるような題名を一つ御研究になつて、一般の國民でもすぐわかるように所要の改正をすることを希望いたしておきます。

そこでもう一つ、この説明を前の委員会であなたからなされたときに、私

考えになっているかどうかわかりませんが、特に最近
は北海道だと東北方面は財政投融資
がありまして、後進地域の開発という
ような格好でやられておりますが、わ
れわれ九州を見て参りまして、南九
州の方は産業的には非常におくれてい
るという実態がわかりました。しかし
そういうところに何ら措置は加えられ
ておりません。おそらく四国でも同じ
でしょうし、裏日本でも同じだろうと
思います。従って、プロシツ的な政策
を進めることもあるいは必要かもしれ

○委員長（廣瀬久忠君） 質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（廣瀬久忠君） 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御発言もないようであります。討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

率法の一部を改正する法律案
関税定率法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案
以上二案を一括議題として質疑を行
います。山下税関部長が見えておりま
す。

○平林剛君 最初に法律の形について
ちょっとお尋ねをしますが、税関部長
ではどうも困るのですが、まあいいで
しょう。どうも関税定率法の一部を改
正する法律案だの、関税定率法の一部
を改正する法律の一部を改正する法律

関稅定率法の一部を改正する法律と申しますのは、必しも、この關稅定率法の付則だけに限定された問題ではなくて、むしろ、關稅定率法の適用に關する暫定的な別個の法律であるという體系から、こういうふうなことになるわけでございます。

○平林剛君　そうすると、結局この法律は、税法でもよく議論した關稅の中の特別措置法、こういうふうに理解すればいいわけですね。もしそうだとす

ね、税関という言葉について。それでこの税関というのは一つの機関なんだけれども、その税関ののだというこゝで職責の者が認定をするのだというところで指摘をされたことがありますけれども、あれは、その指摘はそのままになつておりますか。それとも何か所要の改正をあとで議会にお出しになりましたか。

○説明員(山下武利君) 関税定率法の中には、今お話にありましたように、

ませんけれども、全国的に同じ方針のもとにやはり進めていかなければならぬ、片手落ちになるのではないか、こう考えますので所信を伺いたい。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（廣瀬久忠君） 御異議ないと
認めます。
それではこれより採決に入ります。

案、ああいろいろのはほんとうにわれわれ困る、ときどきこれはもうどっちだったかなということになってしまって、一つ忘れてしまったら、書類に閉じ込む

れは、そういふうな名前をつけた方がはつきりしていいのじゃないかと思うのですが、どうですか。

○説明員(山下武利君) 大体において

税関と税関長という字を使い分けておられます。税関長という字は、主として認可とかその他それに類する法律行為の主体として規定されたときに用いら

れておるようであります。一方、税関と申しますのは、はなはだばく然とした言葉であります、これは各国にもそういう例があるのであります、

個々の窓口でもって、非常に迅速に、たとえは通関手続をするとか、あるいは輸出の認可をするとかといったような場合に、必ずしも税関長の権限に基いてやるというのではなくて、その税関の、その窓口における人間の裁量でもってやる場合がかなり多いわけでありまして、これは各国の法制もそうなるわけでありまして、日本の関税定率法もそれを受けて、そういう場合には便宜に税関という名前でもって処理されておるわけでございます。

○平林剛君 そすると、この関税定率法の一部を改正する法律案の中身だけでは全般がわかりませんけれども、十九条の二を見ると「あらかじめ税関長の承認を受けて」というふうに「税関長」と、こうなっている。ところが天田委員が指摘した十五条のところでは「税関」となっている。あなたの答えでは、それはそれぞれ、今お答えになったような性格で明確に区分をされておる、従って差し支えないという解釈をとっておる、こう理解していいですか。

○説明員(山下武利君) その通りでございます。

○平林剛君 まあ、一応法制上そういうふうにととのつていいますとすれば、けつこうであります。

もう一つお尋ねをいたしますが、養殖真珠のことについて法律の規定があります、ここに「(主として輸出されるものに限る。)」と書いてあるとありますが、輸出されるものに限ると

しないで、「主として」と表現をしたのは、何かほかに特別なものがあると思ふんですけれども、どういふことですか。

○説明員(山下武利君) その点につきまして、前回にも御説明申し上げましたことは、重復になるかと思いますが、これは主として養殖またはパールあたりで日本人が向うの資本と提携をいたしまして、日本人が技術を輸出して、向うで養殖いたしました、主として白蠟の養殖真珠の半分は技術の対価として日本に輸入し、半分はこれを日本が買いとって、要するに全部日本に集めまして、そうしてそれを適当に加工したりあるいはいろいろと交換会のようなものがあるようでありまして、交換をしたりいたしまして、そうして粒をそろえて、ほとんど全部これはアメリカあたりに輸出されるものであります。ただ「主として」ということをつけたのは、必ずしも全部は、百が百まで輸出されるかどうかというこの確率が税関では実はつきかねるわけでありまして、ごくわずかに、日本内地で使用されるものがあるかもしれませんが、現在のところではほとんど全部が輸出されるということでありまして、そういう認定のつきま

白蠟等の養殖真珠につきましても、便宜、今のところ免税にしておいた方がいいのじゃないかというところでやつたわけでありまして、「主として」ということは、法律文としていかに御指摘になる点は、その通りだと思ふのであります、ただ養殖真珠で、政令の指定するものといふふうに書きますと、幾らか政令に委任される範囲が広きに過ぎやしないかというところから、その輸入されますところの真珠がほとんど全部輸出されるという事実があるものに限って、政令で指定するものは免税できるということにいたしましたわけでありまして、この前例は、前回申しましたように、十四条の十五号にミソクの輸出について同様の例がござい

ます。

○平林剛君 今度は中身のことについてお尋ねをいたします。この関税定率法の一部を改正する法律案、それからもう一つ、一部を改正する法律案がついていて、この二つの法律で関税を免除税をしておる種類は、大体提案理由の説明に、それぞれおもしろい書き

てありますけれども、そのものゝ税額ですね、あるいは軽減額、ちよつとおもしろいものを並べてみてくれませんか、総体として幾らになっておるか。

○説明員(山下武利君) 前回、天田委員の御要求によりまして、当委員会に提出申しました資料がございまして、そのほかに何か御要求がございまして、うか。

○平林剛君 資料が出ていますとすればよろしいです。それを見てわかりますから。

それでは、私らの法律の中で、従来から批判をしておりましたのは、重油、原油、軽油などの免税措置について、先回の委員会でもいろいろ議論をしたわけでありまして、最近はこの影響を受けて大へん値上りを示しております。私は全般的な調べはしてありませんけれども、この結果、相当石油会社、石油精製株式会社のようなところでは利潤を上げておるのじゃないかと思ふのです。株の値上りを見てお

ても、相当この会社は値段を上げていますからね。そういうふうには大へん利潤を得ておるような現在の状況になつてくると、何もこれらの重油、原油、軽油などの免税を続けなくてもいいのじゃないだろうか、こういう議論が生まれてくるわけですね。なぜこの関税定率法で特別の保護を加えておるかというところは、聞かなくてもわかつておりますから、政府の説明は知つておられますけれども、最近のような事情になつてくると、情勢の変化があつたというふうにと認定をしてもいいのじゃないだろうかというふうに私は思ふのです。

○説明員(山下武利君) 御承知のように、原油につきましては、基本税率一割を盛つてあるわけでございます。これは二十六年の関税率改正のときにできたわけでありまして、しかし、同時にそれが暫定免税品目に加えられまして、一割の税制が適用されたことは、まだかつてないわけでありまして、三十年の八月に至りまして、当時非常にタシカー・フレートが安かつたし、それからまた国産の原油を保護しなければならぬという要請もありまして、その一部を復活いたしました。原油につきましても、重油につきましても、六割半の暫定的な減税措置がとられており、そしてそれが今日に至つてい

るわけでありまして、これをものと一割に戻してはどうかという御意見かと思ひますが、何分にも日本の揮発油の生産量といふものが非常に少く、九〇%以上を海外に仰いでいるわけでありまして、また石油類は、御承知のように日本の工業にとりましてきつて重要な原料材料でありますので、この関税

を引き上げるといふことにつきまして、は、よほど慎重な考慮が要るのではないかと思つております。石油の市価は、スエズ問題以来タンカー・フレートの値上り等もありまして、相当に上つて参つておつたのであります、昨年の十一月、十二月くらいを頭といたしまして、ほぼ現在では落ちついてきて、現在の状況でありますので、現在の暫定的な減税措置は、もう一年これを継続した方がいいのではないかと、これが、先般の関税率審議会の答申にございまして、その答申に従つてこれをもう一年延ばすというのを御提案申し上げている次第でございます。

○平林剛君 単価でちよつと説明して下さい。今のスエズ問題が発生したときの当時のそれぞれの単価、それからさかのぼつて昭和三十年八月の法律改正した当時の単価、現在の状況、こんなくらいに分けて、今のあなたのお話は少し抽象的だから、具体的にちよつと説明をして下さい。

○説明員(山下武利君) 日本の中の卸売価格でございますが、石油の製品別の東京の卸売価格を御説明申し上げます。まず揮発油であります、三十年の春ごろには大体一万八千四角くらいがベースでございまして、これが三十一

それから、重油の中でA重油でござい
ますが、A重油は現在関税を免除さ
れているわけでございます。A重油に
つきましては、三十年の春ごろには一
万三千二百円のところになりました。現
在に至るまでほとんどその価格は変
ておりません。去年の十二月に一万三
千三百円、ことしの一月になりました
一万三千八百円、若干上向きになつて
おりますが、その程度でございます。
それからB重油でございますが、B重
油並びにC重油、これがさつき申しま
したように六・五%の関税がかかつて
おるところの重油でございます。この
たとえばB重油について申し上げます
と、三十年の春ごろには一万五百円
の値段でありました。それが三十年の九
月に関税がかけられた際に五百円の値
上りをいたしました、一万一千円にな
りました。この一万一千円があまり動
きませんで、三十一年の十二月には一
万一千八百六十円、ことしの一月には
一万二千三百円、そこあたりは若干
タンカー・フレートの影響等もありま
して上つて参つております。しかしな
がらタンカー・フレートには相当長期
契約のものもありますので、現在のス
ポットのタンカー・フレートがそのま
ま重油の値段に反映するということが
ありませんで、ただいま申しました
ように、比較的値上りの幅は少いわけ
でありまして、先ほども申し上げまし
たように、ことしの初めあたりからだ
いぶん値段も落ちついて参つておるとい
うふうに承知をいたしておきます。

○平林剛吉 大蔵関税定率法の一部を
改正する法律案などは、一年ごとに区
切つて提案をされておられますね。今
度の法律でも、昭和三十三年三月三十

一日に期限が到来する関税の減免制度
について一年間延長する。そうすると
重油とか揮発油などの特例を設ける理
由から考へると、日本の産業の原材料
になるべきものであるから、どうして
もこの措置が必要だ。この間のほかの
例でもちよくちよくこういうことがあ
りますけれども、ある程度国の経済の
基盤になつていくことになつてしま
う、この理由はいつまでもたつても消え
るということはないわけですね。そうす
ると一体どういふふうな条件になつた
ならば特別の措置をやめられるのか、
こういう疑問が生まれてくるわけだ
ね、どういふふうにお考えになつてい
ますか。

○説明員(山下武利君) 炭化水素油の
関税は、国産保護を目的としておるわ
けでございますから、国産の原油が相
当の生産量になり、そしてその生産
費が下つてくるというところになります
という、初めてそこに保護関税として
これをどう考へるかという問題が起つ
てくるわけでありまして、現在何と申
しましてもありに国産原油の数量が
少いわけでありまして、そこで需要者
の方の利益を考へてこれは暫定的に減
税しておくという要請が生まれて参る
わけでありまして、ただいま通産省で計
画されておるように、五カ年計画で百
万キロといったような日本の原油の生
産に成功いたしますれば、だんだんと
日本のコストも下つて参る。そうしま
すという、初めて海外との間の競争を
どうするかという問題がそこで起つて
くるのではないかと考へております。
○平林剛吉 私の承知しておるところ
では、大体原油等は国内消費量の九
五%ぐらゐ占めておる。あとの五%が国

内で生産をされる。最近では帝國石油は
大体いい油田を発見したそうで、今ま
でと違つた状況のようでありまして、今
でも、これが政府の石油資源開発五カ
年計画によつて拡大されていきます
という、大体その割合はどの辺にな
るのですか。今私が言わんとしておる
ことは、あなたはこういう関税の特別
措置がそこにかかつておると、こゝ言
われるわけでありまして、まあそれと関
係がありますから、大体その割合はど
ういふふうになつていく見込みを立て
ておられますか。

○説明員(山下武利君) 何と申しまし
ても日本の石油資源そのものが非常に
少いわけでありまして、たとへば百万キ
ロ出ましたにしても、そのときの
日本の需要というものは現在よりもま
だ相当になつておるといふことから、
一割までいくことは相当むずかしいの
ではなからうかと考へております。
○平林剛吉 そりするとこの関税の特
例というものは、どういふ条件のもと
で正常なところに返つていくのか、こ
ういふ議論が生まれてきそうですね。
そういう意味で、私どもがこの問題に
ついては従来から批判をしておつたわ
けであります。もしどうしても国策と
して必要であるというならば、こゝに
うやうやに一年々ちよくちよく限つて
出すようなことをしないで、ずつと基
本政策としておられるというなら理由
はわかります。そういう点で私は従
来から疑問を持っておるのでありま
す。まああなたと議論してもしょうが
ありませんから、この辺でやめましょ
うけれども、最後に一つだけお尋ねをし
ておきたいと思つておる。日本の独占産業
である石油産業の、各石油の会社ごと

の当期末の純益のようなのを今お持
ちになつておられますか。日本石油とか
丸善石油、それぞれ会社の当期におけ
る純益について参考のためにお聞かせ
をお願いしたいと思います。

○説明員(山下武利君) ただいま手元
にあります資料では、会社別の数字は
ありませんが、石油精製業全
体としての純利益は持ち合せがござい
ますので、御参考までに申し上げます。
三十一年上期におきましては、売上高
に對する純利益の割合は九・八%
でありまして、下期におきましては
八・九%、三十一年の上期におきまし
ては八・三%、だんだんと下つてきて
おるような状況でございます。

○平林剛吉 金額にして。
○説明員(山下武利君) 金額にいたし
ますと、三十一年の三月末の純利益は
四十三億四千万円、九月末の純利益は
三十二億五千八百万円でございます。
○平林剛吉 独占企業としての石油産
業が大へんうまくおるといふことは、
今のお話でもよくわかるのであり
ます。そういう意味では私はもう少し
工夫すれば、こうした手当でなくとも
日本、日本の基幹産業に影響を与えるこ
となく、またこれに對する私どもの批
判を消していくことができるのではな
いだろうかと思つております。これ
は本日の場合には、皆さんにこゝ申し
上げまして、この法律を提案したわ
けでありますから、やむを得ませんけ
れども、とにかくわれわれとしては十
分考へておかなければならぬ問題だと
いうことだけは言へると思つておる。
特に石油会社のほとんどは、そのうち
の半分あるいは半分以上が外国の資
本、そしてまた重役の過半数を外国人

が占めておる。そういうところから見
ても、私は現在における措置でもつて
こゝろいふ恩典を与へる、外国人だか
らどうのこうのというわけじゃありま
せんけれども、全般的国民の税の負担、
あるいはこゝろの国民の税の負担、
公平という面から当を失つておると思
うのであります。これは意見として申
し上げて、適當な機会に、今私が
質問をいたしましたこゝろか資料を出
してもらいたい。石油会社の最近の状
況、今、概括しかお伺いしませんでした
から、前回のときにも少し資料をい
ただきました、それと比較をいたした
かと思つておる。

私の質問はこれで終ります。
○大矢正君 これ衆議院の大蔵委員会
では社会党の委員が一部の一部、ダブ
ル一部の方に反対をしたといふので
が、その点でちよつとまだ、ほんとう
に反対をしなきゃならぬのか、あるい
は賛成はしないけれども……、うす
すは反対の理由もわかつて参つたんで
すが、そこで最終的にお尋ねをいたし
たいのは、鉄鋼の一部といふものが
貨物品といふ名前において減免税が行
われる、しかしその程度の減免税であ
るか、あるいはまた内容的にはどの程
度までという点については政令にゆだ
ねてもらいたい、白紙委任状をいただ
きたいという趣旨の提案でありまし
が、昭和三十三年三月三十一日まで
が、三十五年の三月三十一日まで、三
月三十一日というのは年度末でありま
すから、この点はわかるのであります
が、三十五年という年数の区切りにつ

まず、關稅定率法の一部を改正する法律案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ

多藝志見才學名
西川甚五郎 青木 一男
稻浦 鹿藏 岡崎 眞一
木暮武太夫 塩見 俊二

5 委員は、学識又は経験のある者のうちから公社の総裁が委嘱する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(しより)腦專売法の一部改正

第二条 しより腦專売法(昭和二十四年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(しより)腦取納価格審議会

第五条の二 公社にしより腦取納価格審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、公社の總裁の諮問に応じ、粗製しより腦及びしより腦原油の取納価格の決定について調査審議し、並びにこれに關し必要と認める事項を公社の總裁に建議する。

3 公社が前条第二項の規定により粗製しより腦又はしより腦原油の取納価格を定めようとするときは、公社の總裁は、あらかじめ審議会にはかり、その意見を聞かなければならない。

4 審議会は、委員十人以内で組織する。

5 委員は、学識又は経験のある者のうちから公社の總裁が委嘱する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、資金運用部預託金利率の特例に關する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十八日)

一、関稅定率法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

一、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

一、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)